

□ 「自分が給付対象か分からない」「どんな保存書類を準備すればいいか分からない」というお悩みをお持ちの方は、以下の手順で簡易的にご確認いただけます。

ここからスタート！

宣言地域内の

時短営業の要
請を受けた
飲食店

反復継続
した取引
を
行っていますか？

直接取引
している

はい

他社経由
で取引
している

はい

いいえ

宣言地域内の

消費者

継続
した取引
を
行っていますか？

はい

いいえ

個人事業者・
法人のお客様

反復継続
した取引
を
行っていますか？

はい

そのお客様は、
宣言地域内の
消費者

直接取引
している

はい

いいえ

他社経由で
取引している

いいえ

恐れ入りますが、給付対象外の可能性があります

2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響を受けて、
2021年の1～3月の中で、事業者全体の月間の売上が、
2019年または2020年の同月の売上と比べて
50%以上減少した月がありますか？

あなたの
所在地

はどこですか？

宣言地域内

上記以外

宣言地域内

上記以外で
特に
外出自粛等の
影響を受けて
いる地域

あなたは
旅行関連
事業者
ですか？

はい

いいえ

上記以外

給付対象
になり得ます

★保存書類の番号は
裏面をチェック！

①-(A)

保存書類 1

①-(B)

保存書類 1

①-(C)

保存書類 1 2

②-(A)

保存書類 1 3

②-(B)

保存書類 1 3 4

②-(C)

保存書類 1 5

②-(D)

保存書類 1 6

②-(E)

保存書類 1 7

※「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指します。また、「継続した取引」とは、毎日複数回の取引があることを指します。

！注意！以下の場合は給付対象とはなりません



● 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



● (緊急事態宣言とは関係なく) 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



● (緊急事態宣言とは関係なく) 単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



● 地方公共団体による時短営業の要請に伴う「協力金」※の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございます。

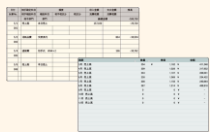
表面の区分に応じて、以下の保存書類を7年間保存してください。

1 自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す
帳簿書類および通帳

<帳簿書類>

売上台帳

請求書・領収書



<通帳>



2 以下のうちいずれか1つ

・自らの販売・提供先が宣言地域内の卸売市場または流通事業者であることを示す**書類**

・所在地域から宣言地域内の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す

書類・統計データ



3 宣言地域内の消費者向けの事業を行っていることを示す

商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿

※上記事業を営んでいることが分かる場合は**許認可書**で代用可

4 旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪していることを示す **統計データ**



5 宣言地域内の消費者との継続した取引を示す **顧客データ**

または自ら実施した**顧客調査結果**



6 自らの販売・提供先が宣言地域内の消費者と継続した取引を行っている事業者であることを示す**書類**

7 自らの販売・提供先が宣言地域内の消費者と継続した取引を行っている事業者と反復継続した取引を行っていることを示す**書類・統計データ**

相談窓口



0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間

8:30-19:00

(土日・祝日含む全日)

ホームページ

本資料は、あくまで簡易的な給付要件等を示したものです。ホームページや申請要領等もよくご確認ください。

一時支援金 **検索**

<https://ichijishienkin.go.jp/ichijishienkin/index.html>

